

議事概要

令和4年度 第2回 環境審議会

1. 日 時：令和4年11月28日（月）13時30分～15時20分
2. 場 所：周南市文化会館 地下1階 練習室1（周南市大字徳山 5854-41）
3. 出席者：委員21名、オブザーバー2名、傍聴者3名、説明者7名（パシフィコ・エナジー徳山合同会社及びアジア航測株式会社）、事務局7名
4. 配付資料

資料1. 次第

資料2. 環境審議会委員名簿

資料3. 配席図

資料4. 周南市環境審議会条例

資料5. (仮称)周南市長穂太陽光発電事業 環境影響評価方法書（説明資料）

資料6. (仮称)周南市長穂太陽光発電事業 環境影響評価方法書（本文）

資料7. (仮称)周南市長穂太陽光発電事業 環境影響評価方法書 要約書

資料8. (仮称)周南市長穂太陽光発電事業 環境影響評価方法書 周南市事前
審査（2022年11月10日実施）における指摘と対応

資料9. (仮称)周南市長穂太陽光発電事業 環境影響評価方法書 周南市から
の指摘と対応

資料10. 参考資料1 環境影響評価制度の概要

資料11. 参考資料2 パシフィコ・エナジー徳山合同会社「(仮称)周南市長穂
太陽光発電事業 環境影響評価方法書」についての整理事項

※著作権者の意向により、資料5については会場スライド表示で委員及び事務局を除く出席者へは貸し出し、資料6及び資料7については令和4年11月1日より12月1日まで別途公告されている縦覧箇所及びパシフィコ・エナジー株式会社ホームページで公開されており委員及び事務局を除く出席者へは貸し出し、資料8及び資料9については、会場スライド表示のみという形式をとりました。

5. 内容

事務局より、会議は、環境審議会委員35名中20名（他遅れて1名出席）の出席があり、会議の開催定数である過半数に達していることを報告。

(1) 副会長の指名

副会長として、1号委員から島津委員を指名し、指定順位は第2順位とした。

(2) 諮問事項：パシフィコ・エナジー徳山合同会社

(仮称)周南市長穂太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書について

事務局より資料10を用いて、環境影響評価制度の概要を説明し、パシフィコ・エナジー株式会社及びアジア航測株式会社が配付資料である資料5、資料8及び資料9をもとに説明を行い、その後質疑を受けた。

委員：資料5の32ページについて、地盤についての調査時期が計1回とあるが、降雨期の地盤がゆるんだ時期を配慮できないか。反射光については、住居地より事業区域が高いため影響がないと言われたが、調査時期が計1回であり、太陽の高さの変動により1回でよいのか。

パシフィコ：反射光について、太陽光が一番低いときに反射光の影響があるため、冬至とその前後の期間で1回と想定している。地盤については、大雨、台風のと懸念されるが、急傾斜地の現地確認で1回としている。現時点ゴルフ場であり、大雨時の土砂崩れの可能性は少ないが、調査時期については、その辺の意見を参考に検討させていただきます。

委員：市に答えていただきたいのであるが、水質について、菅野ダム、向道ダム、栄谷についての影響はあるのか。

事務局：向道ダムについては、資料5の31ページの水質調査地点図の地点WP01にあるように接しており影響がある。栄谷については、徳山湾へ流れる水系で、錦川水系とは異なるため影響はない。

委員：菅野ダムについては、工業用水は使用しているが、飲用水としての利用はあるのか。

事務局：工業用水の使用は認識しているが、飲用水の利用については、この場で確認はできないので確認する。(菅野ダムは、大迫田浄水場及び楠本浄水場で飲用水として利水していることを別途上下水道局に確認)

委員：20年後など、パネルが産業廃棄物となって、カドミウムなどの有害物質が流出する恐れはないのか。

パシフィコ：カドミウムなどは、昔、アメリカ製のパネルに使用されていた。今回の事業でそのようなものを採用する予定はない。

委員：会社と三作市の1㎡当たり50円を課税する太陽光パネル税の件についての見解は。

パシフィコ：パネル税については、パネル面積当たりに課税するというもので、償却資産に対する固定資産税を既に支払っており、二重に課税されているものと考えている。総務省も税導入について再度協議するよう指導があり、三作市の方で検討いただいている状況である。

委員：全体的なことで、面積は、東京ドーム何個分ですか。アレイというのは、何枚整備することになるのか。

パシフィコ：アレイについて、資料8の別添資料3-1の設備配置図のように設置するのですが、東京ドームが4.6haで、内野1haで算出すると、190個分が事業区域で、パネルは74個分となります。

委員：樹木について、草花、生物など絶滅危惧種があるのか。生物については環境がよくなるのか。パネルの下で生育できるのか。現状と整備したあとでどのように変わるのか。

パシフィコ：資料 8 別添資料 1 パース図に示すとおり、また資料 8 別添資料 3-1 にてモジュールとして示している黒でない部分の黒が森林を残す部分で、緑色の部分が森林の伐採予定箇所である。

委員：何%なのか。

パシフィコ：資料 6 方法書のページ 2-10(12)の図 2-2-3 から 13% (後日事業者より、残置森林 94.7ha、伐採範囲 32.7ha、伐採範囲の割合は、 $32.7 / (94.7 + 32.7) = 25.7\%$ であると修正連絡あり。) です。凡例の残地森林-1 及び残地森林-2 が残す場所である。

パシフィコ：動植物について、春夏の調査結果をまとめているところであるが、重要な種については、ここにしかいない種はいない。もともとゴルフ場であり、非常に貴重な種は確認されにくいと考えている。

委員：資料 5 の 30 ページの地図で、川を渡る橋について、クレーン車が通ると思うが、橋の強度、構造上、大丈夫か。

パシフィコ：門前橋については、構造計算した結果、最大重量 10 t トラックの 2 倍でも大丈夫。点検も行い、重大な損傷はなく、十分耐えうると考えている。

委員：木津線について、説明会を開いているでしょうが、地元から要望はありましたか。

パシフィコ：11 月 11 日の夜に説明会を開催した。資料 6 方法書のページ 2-13(15)図 2.2-5 計画している主な機材・機器等の輸送ルートで、東側の道路を気にされている。東側の道路は健全性に問題ないと確認しており、もし傷んだ場合は補償すると答えている。

委員：資料 8 の 4 ページの自営線から変電所工事について、区域外の環境影響評価はないのか。

パシフィコ：発電所施設がアセスの対象範囲で、それ以外は手続き上アセスの対象外であり、調査の予定に入っていない。

委員：アセス上は問題ないということか。

パシフィコ：法の規定上、対象ではない。道路に関しては、警察の許可や、道路管理者に対して安全に工事を行うための手続きがあり、工事を行うことで地元住民に対して支障がでるので、事前に説明することを考えている。

事務局より、資料 11 整理事項を配付し、内容については資料 8 で事業者が対応を説明していることを確認し、限られた会議の時間内では発言できなかった委員の意見があれば、事務局へ今週中（12 月 2 日）まで提出することとし、答申のとりまとめについては会長一任としたい旨を提案し、委員の了承を確認し、会議を終えた。